「福祉避難所の開設・運営について」（案）

@堺市立上神谷支援学校

目　次

- 福祉避難所の概要
- 対象者・移送
- 災対法改正をふまえて求められること
- 他市事例
- 実地見学（開設訓練）

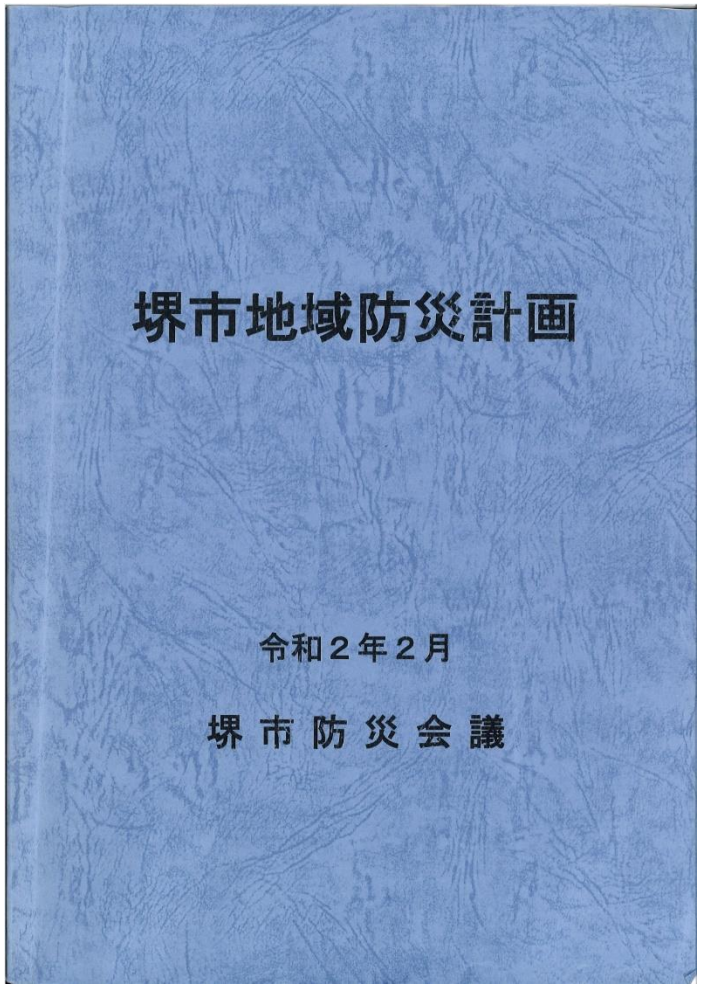

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画の特例）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画

計画目次

総則
災害予防対策
災害応急対策
　地震・津波編
　風水害編
　事故等編
災害復旧・復興対策
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

■　福祉避難所の概要

原則として、市内に市災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合に、必要に応じて、事前に協定を締結する社会福祉施設等に設置する避難所で、要配慮者のうち特別な配慮を要する方を滞在させることを想定した避難所

福祉避難所に指定するにあたり
満たすべき基準

（１）要配慮者の特性に応じ円滑な利用を確保するための措置が講じられている。

（２）災害時、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている。

（３）災害時、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている。

【対象者】	○高齢者　○障害者　○難病患者　等
【根拠法令】	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号） 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）
【人員配置】	概ね要配慮者１０人に１人の生活相談員等を配置 ※原則、看護師や介護福祉士等の専門的な知識、資格を有する者
【面積基準】	１人あたり概ね２～４㎡（畳２畳程度）を確保
【経費の負担】	運営に要した経費は、災害救助法に規定する範囲において市が負担
【設備】	対象者の身体状況に応じた生活環境を提供 ○簡易ベッド（段ボールベッド）　○ポータブルトイレ ○間仕切りセット　○投光器　など

【出所】堺市福祉避難所運営マニュアル（R2年3月）

○　各区の福祉避難所について

区	高齢福祉施設	障害福祉施設	支援学校・その他	区計
堺区	5件	2件	3件	10件
中区	9件	7件	－	16件
東区	10件	4件	－	14件
西区	6件	5件	－	11件
南区	7件	9件	4件	20件
北区	7件	2件	2件	11件
美原区	6件	1件	－	7件
計	50件	30件	9件	89件

（令和3年12月1日時点）

（参考）災害対策本部の設置

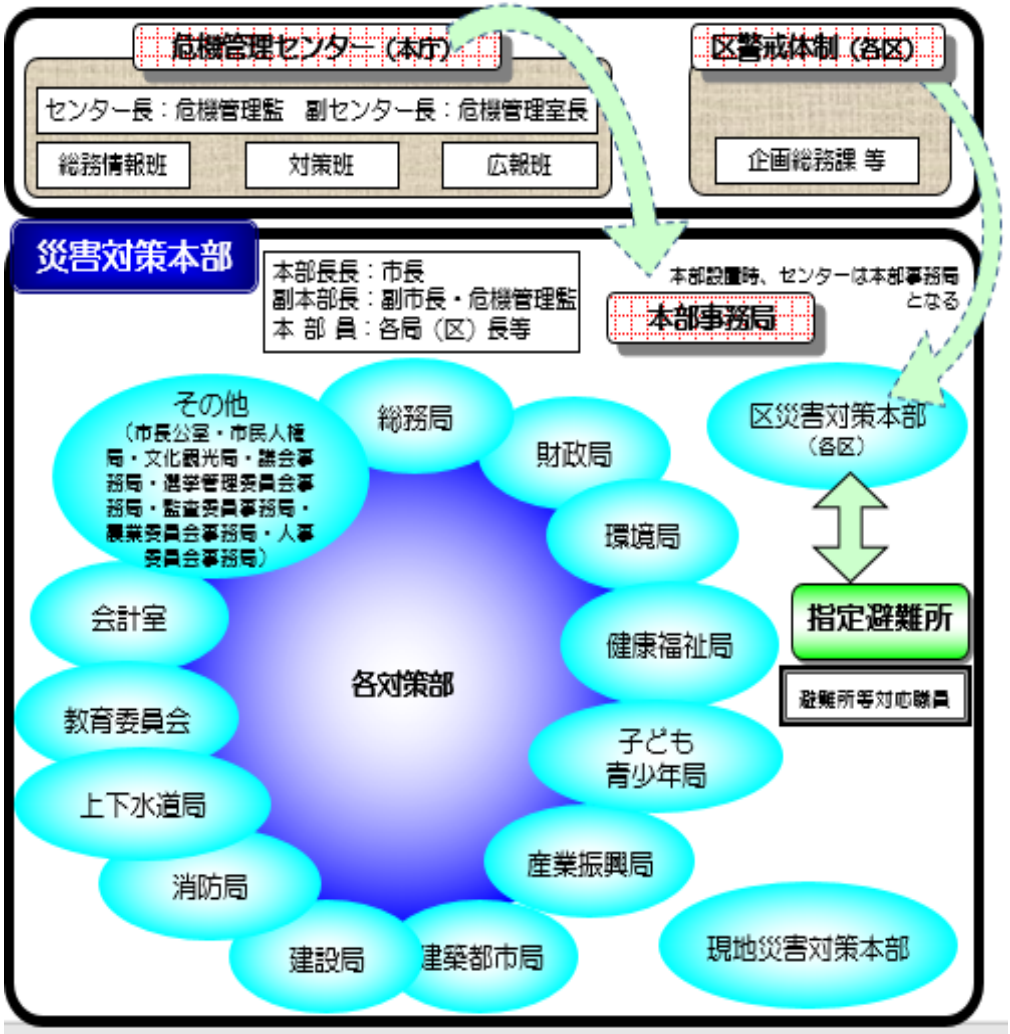

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部等を設置する。

(1) 堺市災害対策本部
ア 市域において震度６弱以上の地震を観測したとき。
イ 大阪府に大津波警報及び津波警報が発表されたとき。
ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき。
エ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。
オ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 区災害対策本部
ア 市災害対策本部が設置されたとき。
イ その他区長が緊急を要すると判断したとき。

【出所】堺市地域防災計画（R2年2月）

○ 福祉避難所の開設について

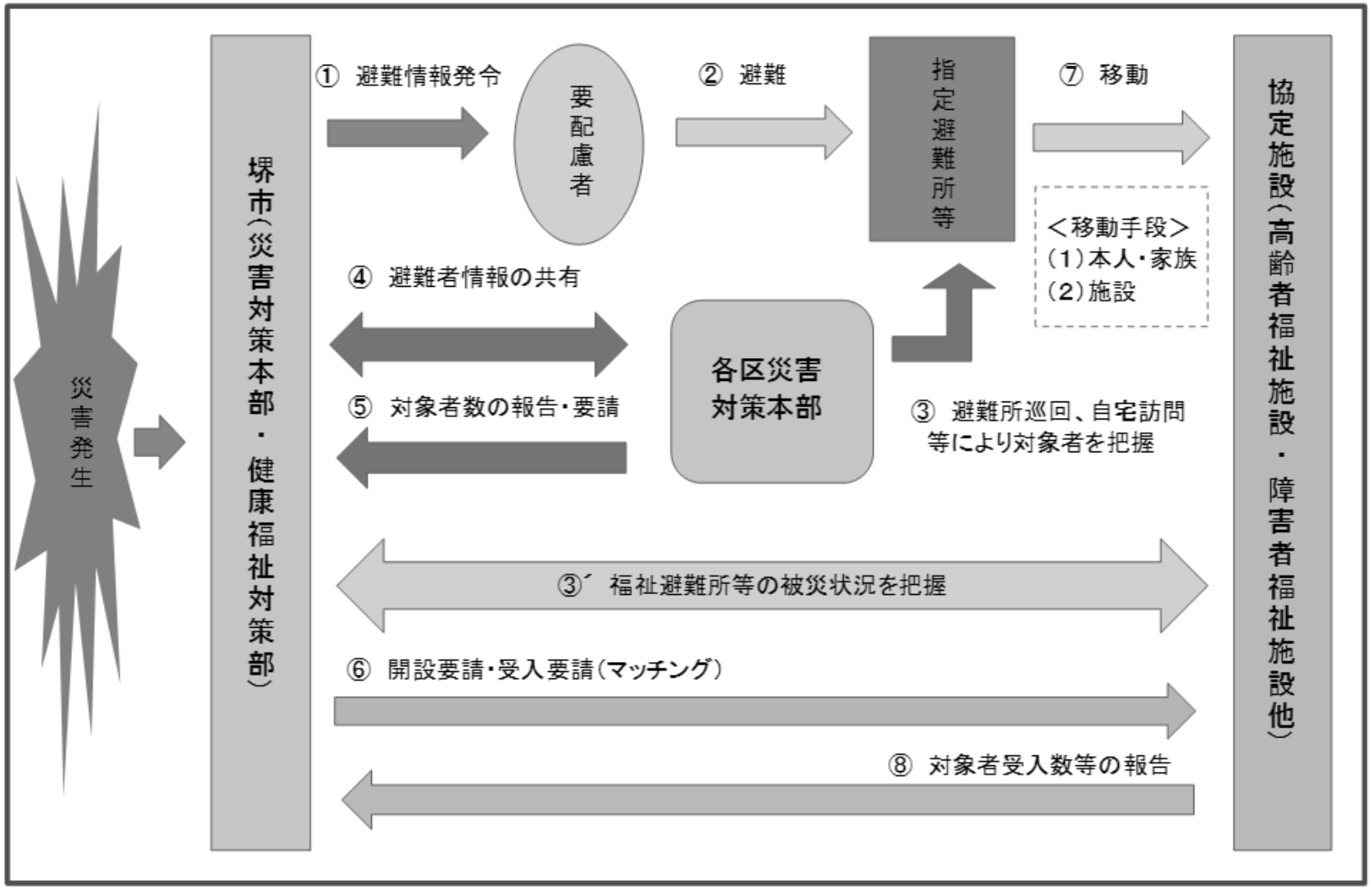

【出所】堺市福祉避難所運営マニュアル（R2年3月）

■ 対象者

○　高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象となる。

○　要配慮者の状態に応じて、要配慮者の介助者１名についても、福祉避難所への避難が可能である。

【出所】堺市避難所運営マニュアル

■ 移送

① 身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難

② 一般の避難所において、保健師等が介助者の有無や障害の種類・程度に応じて、福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定

③ スタッフの配置など受入態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ（搬送は家族や地域支援者等。ただし、家族などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送を行う）

【出所】堺市避難所運営マニュアル

■　災対法改正をふまえて求められること

○国の動向

令和3年5月　災対法一部改正、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改定

〈ポイント〉

・高齢者や障害のある方等については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがある。

・平素から利用している施設に直接に避難したいという声がある。

・施設にとっては、受け入れを想定していない被災者等が避難してくるとの懸念がある。

（1）災害対策基本法施行規則の改正

福祉避難所について、あらかじめ受け入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度を創設。

（2）福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定

指定福祉避難所ごとに受入対象者を事前に調整する。

■ 実地見学（開設訓練）

（上神谷支援学校にて開設されたことを想定して…）

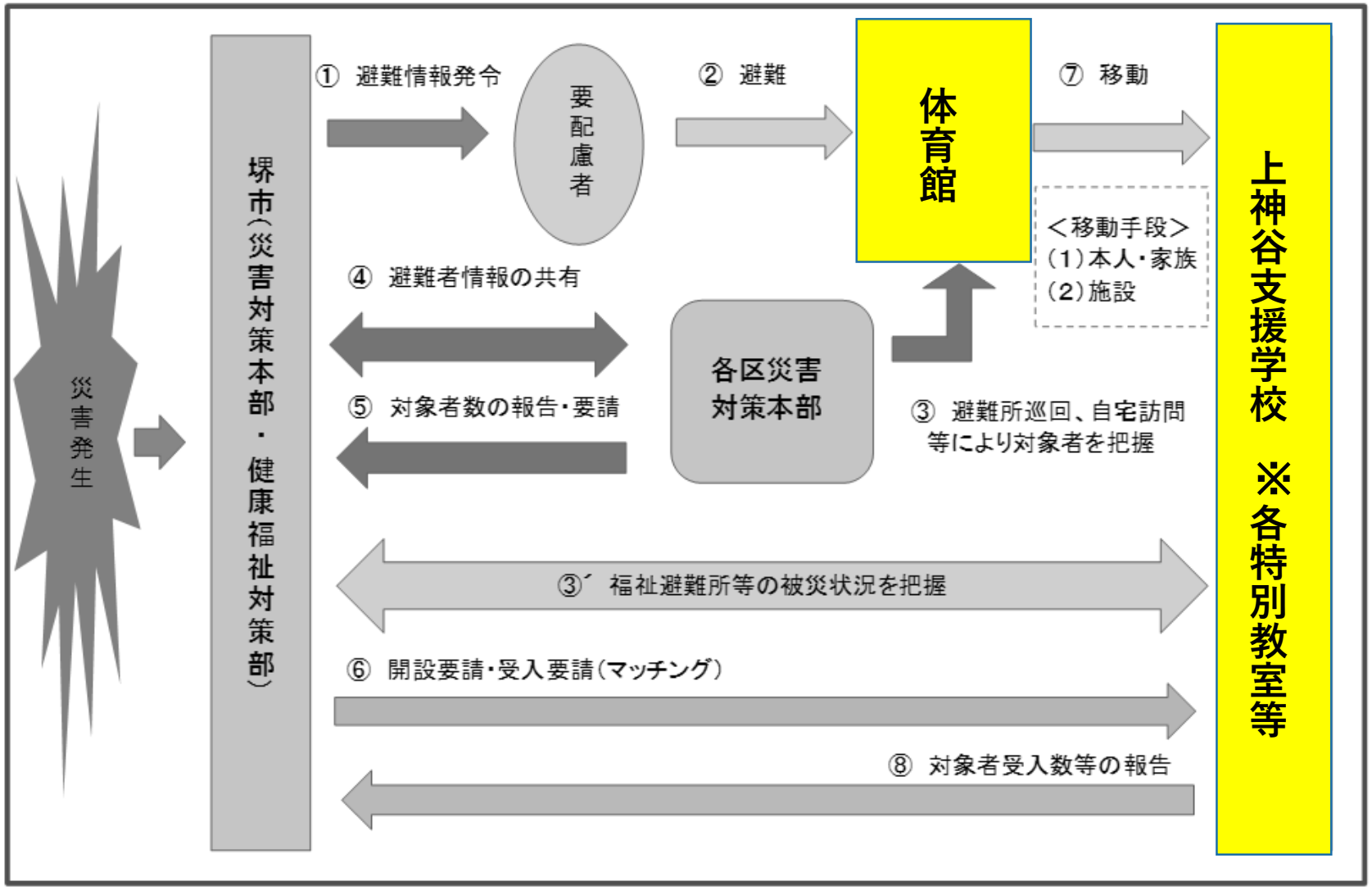

○福祉避難所（受入施設）は、名簿を準備し、受入態勢・設置場所を確認。

○パーテーションや毛布などを用意し、受入スペースを確保。（今回は3パターン想定）

○生活相談員による相談などを通して、要配慮者の状態に合わせた対応を検討。

【２階】
・図書室
（居住スペース）
・カームダウンルーム
・トイレ

【１階】
・ランチルーム
（居住スペース）
・カームダウンルーム
・トイレ

○校舎配置図

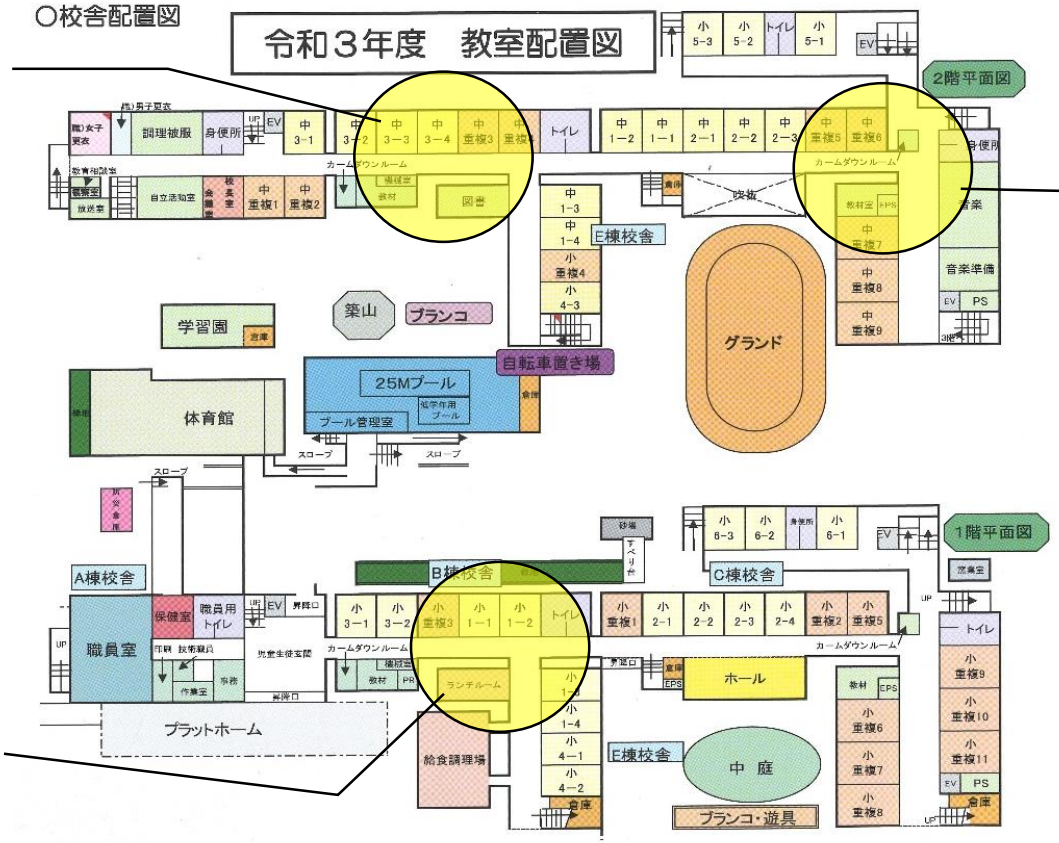

【２階】
・音楽室
（居住スペース）
・カームダウンルーム
・トイレ

○出入口がフラットな床であり、パーテーションで仕切られた生活環境

○出入口がフラットなトイレ

○必要に応じて利用できる個室の確保

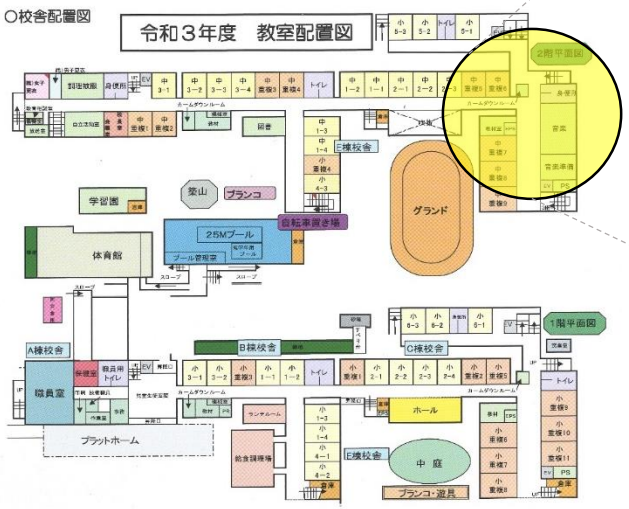

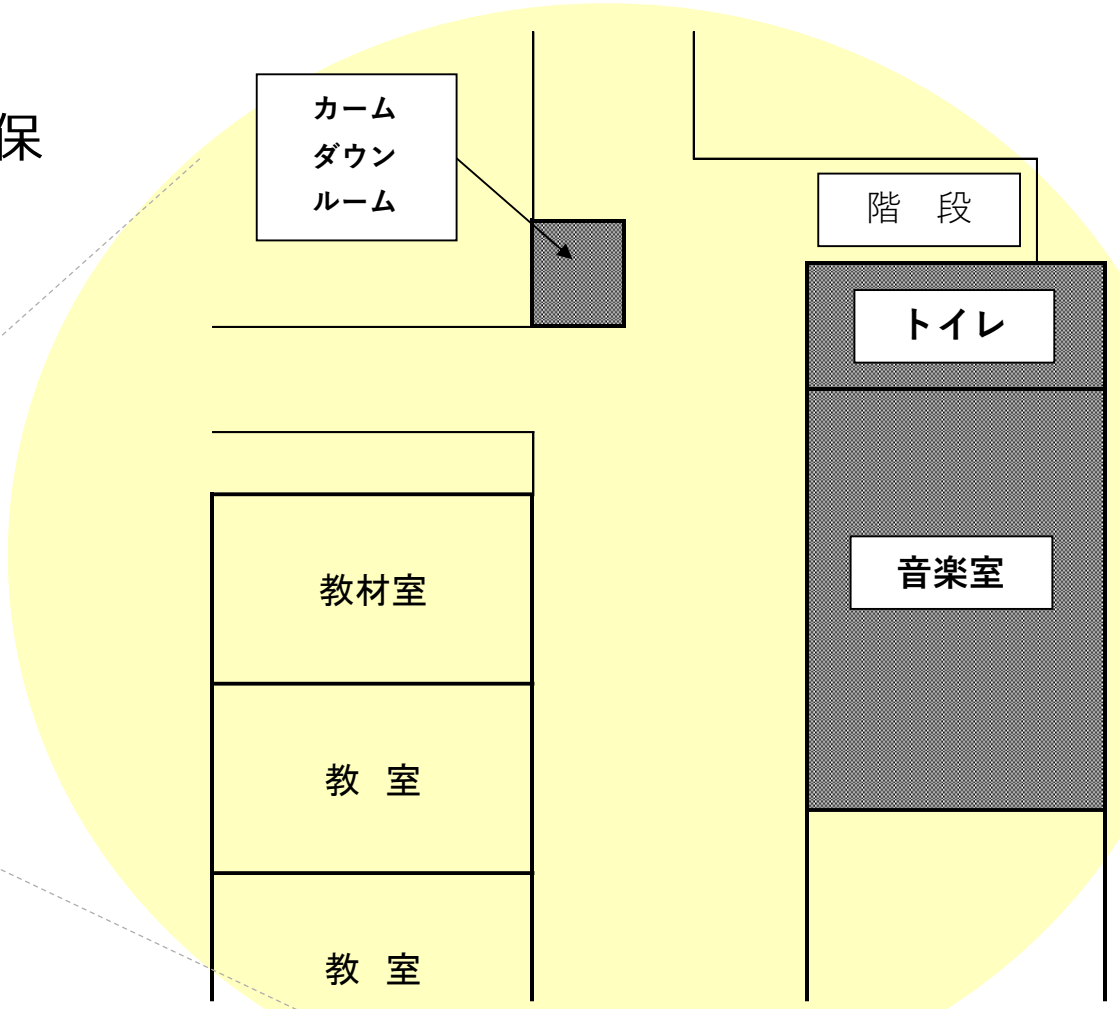

○　３つのグループに分かれて、見学していただきます。

○　社会福祉施設や支援学校における環境のバリアフリー仕様について、ご確認いただきます。

○　各特別教室において、パーテーションや段ボールベッドを用いて生活環境を構築していますので、福祉避難所のイメージを持ってください。

○　一般の避難所における福祉スペース等の確保や、対応方法について、ご検討いただくきっかけになれば幸いです。

○　見学グループのご案内

Aグループ

-
-

Bグループ

-
-

Cグループ

-
-